



# こども基本法で進化しよう、日本

——子どもの権利を基盤に、子どもも大人も大切にしよう日本へ

すえ とみ かおり  
末富 芳  
日本大学  
文理学部教授



「さとおや」  
ってなあに??



# こども基本法で 進化しよう、日本

——子どもの権利を基盤に、  
子どもも大人も大切にしよう日本へ

すえとみ かおり  
末富 芳  
日本大学文理学部教授

2023年4月、  
こども基本法が施行されます  
——子どもの権利の国内法

2023年4月、「こども基本法」  
が施行されます。

与野党の国会議員が、日本の子ども  
たちに幸せになつてほしいと願い、議員  
立法で成立しました。

この法律が重要なのは、日本が  
1994年の子どもの権利条約を批  
准して以降、ずっと関係者が求めてい  
た、子どもの権利の国内法だからなの  
です。

第1条に日本国憲法と子どもの権  
利条約（児童の権利に関する条約）の  
精神にのつとつた、子どもの権利の擁  
護を図るなど、全ての子どものための  
法律であることが明記されています。

全ての子どもが、ひとりの人間とし  
て人権・権利を大切にされること、子  
どもは差別されないこと（こども基本  
法第3条第1項）が基本理念の軸に定  
められています。

子どもの最善の利益、  
意見表明権、参画する権利など  
——16の子どもの権利がこども基本法に

こども基本法とはどんな法律で、ど  
んな子どもの権利がこども基本法に  
盛り込まれているのでしょうか。  
私が確認したところ、16個の子ども  
の権利が盛り込まれています。

子どもの権利条約に規定されている  
権利もあれば、こども基本法オリジナ  
ルの権利もあります。

子どもの権利条約の権利の中で、こ  
ども基本法にも規定されていることが  
確認できる子どもの権利には以下のも  
のがあります。

- 子どもの差別的禁止  
（子どもの権利条約第2条）
- 子どもの最善の利益（第3条）
- 子どもの生きる権利・育つ権利（第6条）
- 子どもの意見表明権（第12条）
- 子どもの表現の自由と権利（第13条）
- 子どもの思想・良心・信教の自由（第14条）
- 親に育てられる権利（第18条）
- 家族と暮らせない子どもが守られる権利  
（第20条）
- 子どもの最善の利益が考慮される  
養子縁組の権利（第21条）
- 子どもが社会保障を受ける権利（第26条）
- 子どもの生活水準保障の権利（第27条）
- 教育を受ける権利（第28条）

また、子どもの権利条約に規定され  
ていなくても、こども基本法に規定さ  
れている権利には以下のような権利が  
確認できます。

- 愛される権利
- 参画する権利
- 表明した意見が尊重される権利
- 子どもの権利を知る権利

これ以外にも「日本国憲法」の精神に  
のつとつていることがこども基本法第  
1条に明記されています。  
すなわち、生命、自由及び幸福追求

に関する権利（日本国憲法第13条）な  
どの基本的人権は、当然子どもにも保  
障されていることを、私たちはあらた  
めて確認しておくことが大切です。  
もしかして、こども基本法に規定さ  
れている子どもの権利は、私が確認で  
きた16の権利以外にもあるかもしれま  
せん。

みなさんもこども基本法にどのよ  
うな権利が定められているか、確認し  
てみませんか？

こども基本法（e-Gov法令検索）  
[https://elaws.e-gov.go.jp/  
document?lawid=504AC1000000077\\_  
20230401\\_0000000000000000](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC1000000077_20230401_0000000000000000)

長野市公園廃止騒動に見る  
「子どもも大人も置き去り」  
「対話と尊重のない日本」

こども基本法で、特に注目されてい  
るのが子どもの意見表明権です。

子どもたちの意見を聴いて、国も地  
方も、子どもたちのための政策（こども  
政策）を決めていこうという重要な  
規定もされています。

しかし閉塞し、ギスギスして、寛容さ  
をなくしてしまった日本でそれは可能  
なのでしょうか。

私のこんな心配をさらに深刻にして  
しまう事件が、昨年末に起きました。  
長野市の公園が、住民の苦情により  
廃止されてしまうという騒ぎです。

当初は、1人の住民がクレーム化し、子どもたちが公園で遊べなくなつたかのような報道がされていきました。

しかし、その後「子どもも大人も置き去り」で行政と一部の有力な住民が丁寧さの欠ける意思決定をしてきた結果、公園に隣接する住宅に住む住民が、子どもの声だけでなく、家の植栽に損害を受けたり、近くの児童センターへの送迎の保護者の車の騒音などについて思いをしてきたという報道がありました。その住民は市や児童センターに被害を訴えつけてきましたが、「対話と尊重のない」姿勢が続いてしまった結果、子どもたちが公園で遊べなくなつてしまったとのことでした。

子どもの遊ぶ権利は、とても大切な権利です。

### こども基本法で進めよう日本 こども基本法では、子どもの意見表明権と意見を尊重される権利がセット

こども基本法では、子どもの意見表明権と、子どもの意見が尊重される権利が、両方とも規定されています。

子どもの意見表明は、ただ意見を言うつもりだけでは不十分なのです。

意見を聴く側の大人たちが、子どもの意見が尊重される権利までを実現して、はじめて、子どもの意見表明権が実現されるのです。

だからこそ、子どもの意見表明権と

一方で、住民が安心して安全に暮らすことも大切な権利なのです。

子どもの遊ぶ権利も、住民が安心して暮らす権利も、2つとも実現するために必要なものこそ「対話と尊重」です。

これは子どもの権利も大人の権利も実現するための、民主主義の大切なルールです。

こども基本法では、国や自治体が子どもに関する政策を決める時に、意見表明や参画の仕組みを整備することを決めています。

しかし、「対話と尊重のない日本」では、子どもの意見表明をさせるだけで、実際のこども政策（たとえば子どもたちがのびのびと遊べる公園の整備）などには反映されないリスクが十分に高いと考えています。

### 意見が尊重される権利がセットで規定されているのです。

この規定は、こども基本法をきっかけに、子どもの意見表明と意見の尊重を通じて「対話と尊重の日本」と進化する日本となる可能性を実現することにもつながります。

もちろんそれは楽観的すぎではないか、という考え方もあり得ます。

### 子どもの権利を基盤に、 子どもも大人も大切にしよう日本へ

しかし、そもそも、人間はなぜ権利という概念を作り、実現をしようとしてきたのでしょうか。

それは、お互いの存在を尊重し、平和で幸福な社会を作るためではないでしょうか。

こども基本法は、子どもの権利の国内法であり、子どもを大切にするため法律です。

子どもが自分自身に権利があることを学ぶことで、他の子どもや大人にも権利があり、お互いの権利を大切にする社会への基盤となる法律です。

子どもの権利を基盤に、子どもも大人も「対話と尊重」をしていくことができるようになることは、信頼にもとづき、あたたかく、寛容な日本に進化していくためのプロセスになるのではないのでしょうか。

公園の問題についていうと、子どもたちの意見を取り入れた公園整備、保護者・子どもや近所の住民での利用方法のルールづくりや共有など、「対話と尊重」により、今からより良く実現できることが多くあるのではないのでしょうか。

こども基本法によって、いままですの権利が軽視されてきた日本で、さまざまに子どもの権利の実現が進むことが期待されます。

しかし日本では、大人同士も「対話と尊重」もなく、お互いが権利をもつ大切な存在であるということが軽視されています。

こども基本法を通じて、大人たちが子どもの権利を大切にし、実現することが定められたからこそ、私自身は、子どもの権利を基盤に、そろそろ子どもも大人も大切にしよう日本に進化していても良いのではと考えています。



### すえとみ かおり 末富 芳 (日本大学文理学部教授)

京都大学教育学部、同大学院教育学研究科修了。専門は教育行政学、教育財政学。教育費問題を研究。主著に『教育費の政治経済学』（勁草書房）、『子どもの貧困対策と教育支援』（明石書店、編著）など。文部科学省・教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議委員（2015年）、内閣府・子供の貧困対策に関する検討会構成員（2014年）、内閣府・子供の貧困対策に関する有識者会議（2016年～）等の委員を歴任。参議院文教科学調査室客員研究員（2014年～）。